

社会福祉法人おおくま福寿会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

（2）第二種社会福祉事業

イ、老人デイサービス事業の経営

ロ、老人短期入所事業の経営

ハ、認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人おおくま福寿会という。

（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を福島県双葉郡大熊町大字夫沢字南台82番地の3に置く。

第2章 役員及び職員

（役員の定数）

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうちの1名は、理事の互選により理事長となる。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第6条 役員の選任は、評議員会の決議によって行う。

2 理事には、下記に掲げる者がそれぞれ1名以上含まれなければならない。

(1) 社会福祉事業の経営に識見を有する者

(2) 社会福祉事業を行う区域の福祉の実情に精通する者

(3) 法人の当該施設の管理者（施設長）

3 監事には、次の要件を満たす者を含まなければならない。

(1) 社会福祉事業に関する識見を有する者

(2) 財務管理に関して識見を有する者

(役員の選任に対する制限)

第7条 監事は、この法人の理事、評議員、職員を兼任することができない。

2 役員の選任に当たっては、各役員について、その配偶者及び三親等以内の親族
その他各理事と特殊の関係がある者が、理事のうちに2名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(理事の職務権限)

第8条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務
を執行する。

2 理事長は、法令及び定款の定めにより、この法人を代表し、その業務を執行し、
日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告するものとする。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を
分担執行する。

4 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度において4ヶ月を超える間隔で2回以
上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第9条 監事は、法人の業務監督及び会計監査を職務とし、理事及び職員に対し、

業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎会計年度終了後すみやかに監査報告書を作成し、定時理事会、定時評議員会及び福島県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前項に規定する場合において、必要あると認めたときは、理事長に対し、理事会の招集を請求できる。第15条に定める期間内に招集手続きが行われなかった場合には、自ら招集することができるものとする。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された者の任期は、退任した役員の任期の満了までとする。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。
- 4 役員は、第5条に定める定員を欠くに至った場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、役員としての権利義務を有するものとする。

(役員の解任)

第11条 理事又は監事が、次のいずれかに該当する場合は、評議員会の決議をもって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障により、職務の執行に支障があり、これに堪えられないとき

(役員の報酬等)

第12条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第13条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 理事会

(理事会の職務)

第14条 理事会は全ての理事をもって構成し、法令及び定款の定めるところにより次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集及び開催)

第15条 理事会は、毎会計年度終了後に開催する定時理事会と臨時に開催する理事会とに分け、理事長がこれを招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事長は、理事長以外の理事、又は監事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会招集の通知を発しなければならない。

(理事会の決議)

第16条 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議に特別の利害関係を有する理事を除く理事のうち過半数が出席し、当該出席理事の過半数で決議し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項の議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた場合を除く。）は、理事会の決議があったものとみなすものとする。

3 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度、理事長が指名する。

(議事録)

第17条 理事会の議事について、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事

録を作成し、理事長及び監事が、これに記名押印しなければならない。ただし、理事長が欠席した場合には、出席した全ての理事及び監事が記名押印しなければならない。

2 議事録の保管期間は10年間とする。

(理事長の欠員と選任)

第18条 理事長が欠けたときは、すみやかに理事会を開催し、理事の互選により新たな理事長を選任する。

第4章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会)

第19条 この法人に、法人の評議員の選任及び解任することを目的に評議員選任・解任委員会（以下、「選任委員会」という。）を置く。

2 選任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名の評議員選任・解任委員（以下、「選任委員」という。）で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。選任委員会の運営についての細則は、理事会において別に定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を選任委員に説明しなければならない。

5 選任委員会の決議は、選任委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

第5章 評議員

(評議員の定数)

第20条 評議員の定数は、7名とする。

(評議員の任期)

第21条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任

した評議員の任期の満了までとする。

3 評議員は、第20条に定める定員を欠くに至った場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、評議員としての職務を行う権利義務を有するものとする。

(評議員の報酬等)

第22条 評議員の報酬は、無報酬とする。

第6章 評議員会

(評議員会の構成)

第23条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第24条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 決算に係る計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、財産目録及び事業報告の承認

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 理事及び監事並びに評議員等に対する報酬等の支給の基準

(5) 社会福祉充実計画の承認

(6) 定款の変更

(7) 残余財産の処分

(8) 基本財産の処分

(9) その他、評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(評議員の選任に対する制限)

第25条 評議員は、この法人の理事、監事及び職員を兼務してはならない。

2 評議員には、各評議員及び各役員の配偶者、三親等以内の親族、その他各評議員及び各役員と特殊の関係がある者（社会福祉法第40条第4項及び第5項に規定するもの）が含まれてはならない。

(評議員会の開催)

第26条 評議員会は法令の定めるところにより、毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の他、必要に応じ臨時の評議員会を開催する。

(招集)

第27条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から4週間以内にこれを招集しなければならない。

(評議員会の決議)

第28条 評議員会は、決議に特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席をもって成立し、その過半数をもって決議する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は決議に特別の利害関係を有する評議員を除く、評議員の3分の2以上をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事及び監事を選任する議案の決議においては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者数の合計が第5条で定める定員を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定員の枠に達するまでの者を選任する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったとみなすものとする。

5 評議員会に議長を置く。議長は、その都度、評議員の互選で定める。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、議事の経過及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び評議員会で選任された評議員2名が、これに記名押印しなければならない。

2 議事録の保管期間は、10年間とする。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及びその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金 100万円

(2) 建物

福島県双葉郡大熊町大字夫沢字南台82番地3

鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・ルーフィング・合金メッキ鋼板ぶき2階建（特別養護老人ホームサンライトおおくま及びサンライトおおくまデイサービスセンター）

1棟 4,257.15m²

鉄骨造ルーフィング葺平家建（電気室及び車庫）

1棟 176.40m²

福島県双葉郡大熊町大字夫沢字南台152番地2

木造合金メッキ鋼板葺平家建（グループホームやすらぎの里）

1棟 441.77m²

3 その他財産は基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、すみやかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福島県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始前に、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事業所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び年度決算については、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会及び評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に法令の定めによる手続きを完了しなければならない。

- (1) 事業報告書及び附属明細書
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書（資金収支計算書・事業活動計算書）
- (4) (2) 及び (3) にかかる附属明細書
- (5) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類の他、次の書類を各事務所に5年間備え置き、一般的な閲覧に供するとともに、定款を主たる事業所に備え置き、正当な理由がある場合を除き、一般的な閲覧に供しなければならない。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第8章 解散及び合併

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は評議員会の議決を経て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第40条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を経て、福島県知事の認可を受けなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の議決を経て、福島県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福島県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人おおくま福寿会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後

遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 鈴木 幸夫
理事 山岸 三夫
理事 志賀 秀朗
理事 末永 精一
理事 高野 昭二
理事 渡部 悟
理事 河西 確
理事 新谷 豊
理事 井手 昇
理事 岡部 タカ子
理事 志賀 友定
理事 木幡 ミツヨ
監事 荒木 耕子
監事 志賀 敏男

2. この定款は、平成5年6月25日より施行する。

附 則

この定款は、平成6年9月16日より施行する。

附 則

この定款は、平成6年10月11日一部変更し施行する。

附 則

この定款は、平成6年10月17日より一部変更し施行する。

附 則

この定款は、平成8年2月6日より一部変更し施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成10年11月24日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成11年5月11日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成12年3月29日)から施行する。

ただし、第25条第1項(2)については、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成13年5月25日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成17年 5月 9日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成17年 8月 3日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成18年 2月 22日)から施行する。
ただし、平成18年3月30日から任期が開始する評議員の任期は、この定款第17条
の規定にかかわらず、平成19年7月8日までとする。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成19年 1月 18日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成19年 8月 6日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成20年5月28日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成28年3月15日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。